

## 鳥取県告示第 115 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 2 月 9 日

鳥取県知事 片 山 善 博

実施区域	実施 期 日	実施時間	実 施 場 所
倉吉市	平成 19 年 3 月 12 日（月）	午前 10 時から 午後 3 時まで	倉吉市住吉町 77-1 倉吉市勤労青少年ホーム
〃	平成 19 年 3 月 13 日（火）	〃	〃
〃	平成 19 年 3 月 15 日（木）	〃	〃
〃	平成 19 年 3 月 16 日（金）	〃	〃
〃	平成 19 年 3 月 19 日（月）	午後 1 時から 午後 3 時まで	倉吉市関金町大鳥居 193-1 倉吉市役所関金庁舎
〃	平成 19 年 3 月 26 日（月）	〃	倉吉市住吉町 77-1 倉吉市勤労青少年ホーム
〃	平成 19 年 4 月 2 日（月）から同月 27 日（金）までの日（日曜日及び 土曜日を除く。）	午前 9 時から 午後 4 時まで	鳥取市東町一丁目 220 鳥取県生活環境部食の安全・くらしの安心推 進課計量担当